

出席停止解除証明書

報徳学園 中学校・高等学校

第 学年 組

氏名

病名

上記の病症で、令和 年 月 日より療養中でありましたが、主要症状が消退し、感染のおそれがないものと認め、令和 年 月 日より登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関

住所

医師名 印

副校長	コース主任	学年主任	担任

※出席停止解除後←印の順に回覧し、年度末まで担任が保管

学校感染症について

学校は、発育期の生徒が集団生活をしており、感染症が発生した場合まん延するおそれがあります。そこで、下表のような感染症にかかったときは、感染予防のため「出席停止」となります(欠席にはなりません)。出席停止のねらいは、該当生徒の休養と早期回復、他の生徒への感染防止です。医師により登校許可がおりましたら、「出席停止解除証明書」を提出してください。

学校感染症と出席停止期間について

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日が経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
	麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後5日が経過し、かつ、全身症状が良くなるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)等	その他の感染症については、医師と相談して登校出来るものもあります。必要があれば、第3種の感染症として措置をとることができる感染症です